

# 回避可能費用の激変緩和措置の運用に関するQ & A

平成27年11月  
(平成29年10月2日更新)

## 目次

<b>1. 激変緩和措置の趣旨</b> .....	4
Q 1. なぜ回避可能費用の激変緩和措置が設けられているのですか。 .....	4
Q 2. 回避可能費用の激変緩和措置の適用は柔軟に認められるのでしょうか。 .....	4
<b>2. 激変緩和措置の対象設備について</b> .....	4
Q 3. 既存契約案件の一部について、回避可能費用算定方法の激変緩和措置の対象になるとのことですが、具体的にどんな案件が対象になっていますか。 .....	4
Q 4. 激変緩和措置の適用条件とされている「特定契約を締結済」とは、具体的に何を指していますか。 .....	4
Q 5. 激変緩和措置の適用条件とされている「接続契約を締結済」とは、具体的に何を指していますか。 .....	5
Q 6. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、特定契約による買取の開始が施行より後の場合（例：特定契約に基づく買取期間が平成29年1月1日開始の場合）は、激変緩和措置の対象になりますか。 .....	5
Q 7. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、実際の買取先変更後の小売電気事業者への供給開始までに時間を要し、施行より後に買取先変更後の小売電気事業者への供給開始することになっても、激変緩和措置の対象となりますか。 .....	5
Q 8. 施行の際（平成28年4月1日0時）に、買取先を変更し、変更後の小売電気事業者に供給開始する場合は、激変緩和措置の対象となりますか。 .....	6
Q 9. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、特定契約において契約期間は1年間としており、自動更新で買取を行う場合には、激変緩和措置終了時まで激変緩和措置の対象となりますか。 .....	6
Q 10. 激変緩和措置の適用期間中に、小売電気事業者が自ら激変緩和措置の適用を放棄できますか。 .....	6
<b>3. 激変緩和措置の対象となる取引について</b> .....	6
Q 11. 激変緩和措置分の判断は30分コマ単位で判断されることになりますか。 .....	6
Q 12. 回避可能費用の見直し後は30分単位で回避可能費用が変動することになるが、混焼バイオマス電源におけるバイオマス比率の扱いはどうなりますか。 .....	6
Q 13. 激変緩和措置の適用を受けた場合、裁定取引防止策が別途講じられるとのことですが、具体的にどのような方法で捕捉されますか。 .....	7
Q 14. 小売電気事業者が代理店を通じて認定事業者から電気を買取する場合は、激変緩和措置の適用を受けられますか。 .....	8
Q 15. 複数の認定発電設備（設備ID）をまとめて1つの契約書としている場合（基本契約（特定契約）と確認書（電源リスト）としている場合等を含む）において、激変緩和措置の適用はどのようになりますか。 .....	8

- Q16. 小売電気事業者が小売供給を行う一般送配電事業者の供給区域外からFIT電源の調達を行う場合に激変緩和措置対象分はどのように判定されますか。..... 8
- Q17. 激変緩和措置の回避可能費用単価は、2種類の単価が存在するところ（平成26年3月末までに設備認定分に対して適用する回避可能費用と平成26年4月以降に設備認定分に対して適用される回避可能費用）、激変緩和措置の対象となる電源の発電計画が需要計画を上回り、激変緩和措置対象外となる場合にどちらの回避可能費用分から激変緩和措置対象外となりますか。..... 8
- Q18. 最終需要家への販売を想定し、スポット市場を通じた持ち替え（スポット市場を通じたエリア間自社売買）を行った場合、激変緩和措置の対象になりますか。..... 9
- Q19. 小売電気事業者が連系線を利用して、他エリアの認定事業者から電気を調達し、その電気を最終需要家に販売する場合、激変緩和措置の対象になりますか。..... 9
- Q20. 連系線を利用して他エリアの認定事業者から電気を購入して小売に充当する予定であったFIT電源について、連系線の分断等により送電できなくなった際に止む無く卸売（相対・市場転売問わず）したという場合は、回避可能費用は市場価格連動になりますか。..... 9

#### 4. 変更があった場合の激変緩和措置の適用の可否について ..... 9

- Q21. 激変緩和措置の対象となっている場合に、特定契約の内容変更をしても引き続き激変緩和措置の対象となりますか。..... 9
- Q22. 小売電気事業者に帰責性がないと認められ、激変緩和措置が継続して適用される場合とは、どのような場合ですか。..... 10
- Q23. 小売電気事業者と同一法人（の別部署）または関係法人が、発電事業者に直接的又は間接的に働きかけ、太陽光パネルの増設等を行わせる場合又は増設パネルの納入を行う場合等、小売電気事業者としては関与を行っていないければ、帰責性がないと認められますか。..... 10
- Q24. 小売電気事業者と同一法人（の別部署）または関係法人が、発電事業者に直接的又は間接的に働きかけ、発電事業の譲渡を行わせる場合、小売電気事業者としては関与を行っていないければ、帰責性がないと認められますか。..... 10
- Q25. 特定契約を変更する場合は、どのような手続が必要ですか。..... 10
- Q26. 部分買取を行っており、小売電気事業者間での引受け割合を特定契約とは別の書類で定めている場合、その書類の内容変更は特定契約の変更に当たりますか。..... 11
- Q27. 激変緩和措置の対象になっているFIT電源の買取先を官公庁等が入札にかけた場合であっても、特定契約の相手先が従来どおりに変更がなければ、引き続き激変緩和措置の対象になりますか。..... 11
- Q28. 小売電気事業者の会社分割や合併時に事業の承継が行われる場合、引き続き激変緩和措置が適用される取引量はどうか考えたらよいですか。..... 11
- Q29. 特定契約に自動更新条項を追加した場合、引き続き激変緩和措置が適用されますか。..... 11

#### 5. 計画値同時同量制度におけるFIT電源の取扱いについて ..... 11

- Q30. 業務提携している場合に、複数の小売電気事業者でFIT発電BGを組んで激変緩和措置を受けることは可能ですか。..... 11
- Q31. FIT発電BGはどのような範囲で組成すればよいですか。..... 12
- Q32. 複数の小売電気事業者が一緒になってFIT発電BGを形成し、発電BGの中で電気の融通を行う場

合については、激変緩和措置の対象となりますか。.....	12
Q33. バイオマス混焼発電所はバイオマス比率に応じて、F I T分と非F I T分に分かれることとなりますが、発電計画はどのように提出したらよいですか。.....	12
Q34. F I Tインバランス特例制度①、特例制度②の選択権は認定事業者、小売電気事業者のいずれにありますか。.....	12
Q35. 特例制度①または特例制度②の適用を受けた後に別の特例制度に変更することは可能ですか。.....	13
Q36. 一の認定発電設備を複数の小売電気事業者が買取（いわゆる部分買取）する場合においてF I Tインバランス特例制度の適用やインバランスリスクの交付はどうなりますか。.....	13
Q37. 部分買取の場合において、小売電気事業者が同一のF I Tインバランス特例制度を選択する必要があるのはなぜですか。.....	13
Q38. 部分買取の場合で、それぞれの小売電気事業者が希望する特例制度が異なり、いずれかの特例制度に統一する協議が整わない時はどうなりますか。.....	13
Q39. スマートメーターが設置されていない場合など、実績発電量をプロファイリングによって30分電力量を確定する発電設備であっても、F I Tインバランス特例制度①、特例制度②を選択可能ですか。.....	14
Q40. スマートメーターによる30分値が利用できない場合、太陽光については昼間のみで割り付ける方法を採用することになっていますが、具体的にどの時間帯を利用しますか。.....	14
Q41. F I T発電BGを組成する際に、F I T以外の電源を組み入れることは許容されますか。.....	14
Q42. 「インバランスリスク」とは何ですか。.....	14
Q43. 「インバランスリスク等に相当する額」はどのようにして支払われますか。.....	14
Q44. 「インバランスリスク等に相当する額」は具体的にどのように算定されますか。.....	15
Q45. 認定事業者は送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する必要がありますか。.....	15
<b>6. その他</b> .....	<b>16</b>
Q46. 毎月の交付金申請時において、F I T電源の発電量の一定割合に相当するkWh分についてのみ交付金申請を行い、残余のkWh分の割合については「再生可能エネルギー電気」としての表示を行うことは可能ですか。.....	16
Q47. 月ごとに交付金申請をしたり、交付金申請をしなかったりといったことは可能ですか。.....	16
Q48. 激変緩和措置の制度はいつ終了することになりますか。.....	16

## 1. 激変緩和措置の趣旨

Q 1. なぜ回避可能費用の激変緩和措置が設けられているのですか。

A 回避可能費用は、F I T電気の買取義務者が、F I T電気の調達によって支出を免れた費用を指しますが、実質的には、買取義務者にとってF I T電気の調達費用に相当します。

電力の小売全面自由化以前は、回避可能費用単価は旧一般電気事業者の電気事業に係る原価をベースに算定していましたが、小売全面自由化に伴い、市場価格連動へと変更することとなりました。しかし、この回避可能費用の算定方法の見直しに伴い、小売料金の改定をすぐに行うことが困難との御意見を一部の小売電気事業者（小売全面自由化前の特定規模電気事業者等）から頂いたため、小売料金の改定に十分な時間を確保することを目的として、小売全面自由化から5年間の激変緩和措置期間を設け、一定の条件を満たす場合に限り、従来原価に基づく回避可能費用単価を例外的な措置として維持することとしたものです。

Q 2. 回避可能費用の激変緩和措置の適用は柔軟に認められるのでしょうか。

A 回避可能費用の激変緩和措置はあくまで例外的な措置であり、本来は、小売料金への適切な転嫁を行うべきものです。したがって、回避可能費用の激変緩和措置の適用の判断は厳格に行うこととなります。

## 2. 激変緩和措置の対象設備について

Q 3. 既存契約案件の一部について、回避可能費用算定方法の激変緩和措置の対象になるとのことですが、具体的にどんな案件が対象になっていますか。

A 回避可能費用算定方法の激変緩和措置の対象となる案件は、次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）の際、運転開始しており、特定契約に基づき売電を開始していた案件
- ② 施行の際、運転開始には至っていないが、新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に、特定契約及び接続契約の双方を締結済の案件

Q 4. 激変緩和措置の適用条件とされている「特定契約を締結済」とは、具体的に何を指していますか。

A 「特定契約」とは、再エネ特措法第16条（平成28年4月1日時点で第4条）に規定されている契約であり、電気事業者と認定事業者の間で認定発電設備による再エネ電気の売買を約した内

容を盛り込まれた契約が締結済であることを指しています。

Q5. 激変緩和措置の適用条件とされている「接続契約を締結済」とは、具体的に何を指していますか。

A 平成28年4月1日0時時点において、

(旧特定規模電気事業者が買い取りする場合：) 旧特定規模電気事業者からの接続供給契約の申込みに対して旧一般電気事業者が供給承諾済であることを指します。

(旧一般電気事業者または旧特定電気事業者が買い取りする場合：) 認定事業者からの接続契約の申込みに対して旧一般電気事業者または旧特定電気事業者が供給承諾済であることを指します。

買取先のみを変更する場合、接続契約は買取先を変更する前に当初契約した接続契約で締結したものとみなします。

なお、接続契約の申込みから270日を経過しても接続契約の締結に至っていない場合、旧一般電気事業者からその旨の証明があれば、当該期間が経過した時点をもって接続契約を締結済の案件と同じ扱いとなります。

Q6. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、特定契約による買取の開始が施行より後の場合（例：特定契約に基づく買取期間が平成29年1月1日開始の場合）は、激変緩和措置の対象になりますか。

A 改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）の際に運転開始している発電設備で、買取先を変更する場合に激変緩和措置の対象となるためには、施行規則等の施行の際、特定契約を締結し売電していることが必要です。

改正再エネ特措法施行規則等の施行の際に運転開始していない発電設備で、改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）までに特定契約及び接続契約が締結できていた場合（かつ、運転開始と同時に当該小売電気事業者へ売電される場合）は、激変緩和措置の対象となります。

Q7. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、実際の買取先変更後の小売電気事業者への供給開始までに時間を要し、施行より後に買取先変更後の小売電気事業者への供給開始することになっても、激変緩和措置の対象になりますか。

A 改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）の際に運転開始している発電設備について、買取先変更後の小売電気事業者へ供給開始するタイミングが施行より後になる場合は、激変緩和措置の対象になりません。なお、買取先変更前の小売電気事業者は、買取先変更までの間、激変緩和措置の対象になります。

改正再エネ特措法施行規則等の施行の際に運転開始していない発電設備で、改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）までに特定契約及び接続契約が締結できていた場合（かつ、運転開始と同時に当該小売電気事業者に売電される場合）は、激変緩和措置の対象となります。

Q8. 施行の際（平成28年4月1日0時）に、買取先を変更し、変更後の小売電気事業者へ供給開始する場合は、激変緩和措置の対象となりますか。

A 平成28年4月1日0時に特定契約に基づいて買取先変更後の小売電気事業者へ供給開始する場合は、激変緩和措置の対象とします。ただし、施行の際（平成28年4月1日0時時点）に運転開始している発電設備で、施行より後に買取先の小売電気事業者が変更となる場合には、激変緩和措置の対象外となります。

Q9. 新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より前に接続契約及び特定契約を締結しているが、特定契約において契約期間は1年間としており、自動更新で買取を行う場合には、激変緩和措置終了時まで激変緩和措置の対象となりますか。

A 激変緩和措置の終了時まで対象になります。

Q10. 激変緩和措置の適用期間中に、小売電気事業者が自ら激変緩和措置の適用を放棄できますか。

A 小売買取を継続する場合、事後的に小売電気事業者の事由により変更することは制度上適切ではなく、認められません。ただし、小売電気事業者と認定事業者の間の合意により、市場価格連動の回避可能費用を用いる送配電買取に切り替えることは可能です。

### 3. 激変緩和措置の対象となる取引について

Q11. 激変緩和措置分の判断は30分コマ単位で判断されることとなりますか。

A 需要計画及び発電計画は30分コマ単位になっておりますので、激変緩和措置適用分の判断は30分コマ単位で行います。

Q12. 回避可能費用の見直し後は30分単位で回避可能費用が変動することになるが、混焼バイオマス電源におけるバイオマス比率の扱いはどうなりますか。

【A】 月間のバイオマス発電実績比率を各 30 分コマに一律適用します。

なお、バイオマス部分（F I T 扱い）と非バイオマス部分（非 F I T）の 30 分単位の電力量を確定する必要があるため、小売電気事業者は、一般送配電事業者へバイオマス比率を提供する必要があると見られます。このため発電事業者が小売電気事業者に対してバイオマス比率を一定期限内に提供する必要があると見られます。

Q13. 激変緩和措置の適用を受けた場合、裁定取引防止策が別途講じられるとのことですが、具体的にどのような方法で捕捉されますか。

【A】 激変緩和措置の対象となる F I T 電源については、当該 F I T 電源と特定契約を締結する小売電気事業者が、他の（火力等の）電源と切り離して F I T 発電 B G を形成する必要があります。複数の小売電気事業者間で F I T 発電 B G を組むことは認められません。

その上で、小売電気事業者の需要調達計画の需要量と発電販売計画の F I T 発電 B G の発電量（激変緩和措置対象分）を 30 分単位で比較（激変緩和措置を適用するためには、激変緩和措置対象の F I T 電源を小売電気事業者に販売し、小売電気事業者の需要にあてている場合に限る。）し、当該発電計画の値が需要計画の値を上回る場合は超過した分を卸電力取引所あるいは相対での転売が行われたものと判断し、需要計画の値分を激変緩和措置対象とします。（販売計画において、他の電気事業者販売しているものについても、激変緩和措置の対象外とします。）

具体的には、当面の間は、下記のように、託送制度に則って小売電気事業者によって提出される発電販売計画及び需要調達計画に基づいて把握することとします。

なお、代表契約者制度により複数の小売電気事業者で需要 B G を形成している場合でも、当該需要 B G において小売電気事業者ごとに需要調達計画を作成することとされており、下記と同じく、小売電気事業者ごとに発電販売計画及び当該小売電気事業者の需要調達計画に基づいて把握することとします。

<イメージ>

【小売電気事業者 A が提出する計画】

○発電販売計画

発電計画（注）	激変緩和措置対象の F I T 電源	<b>1 2 0</b>
販売計画	小売電気事業者 A （の需要）	1 2 0

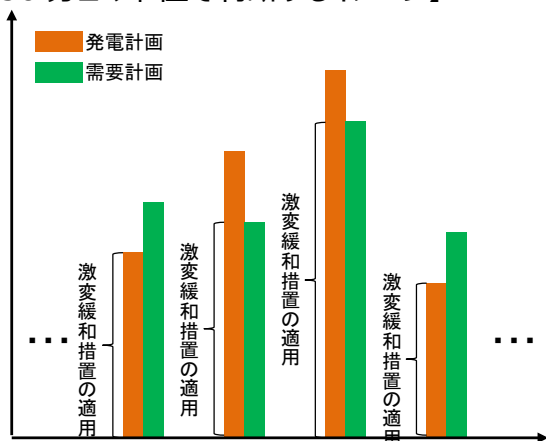
（注） F I T 電源は、原則として特定契約を締結する小売電気事業者が発電計画を提出

○需要調達計画

需要計画		<b>1 0 0</b>
調達計画	小売電気事業者 A （の発電計画）	1 2 0
	発電事業者からの調達（火力電源など）	8 0
	別の小売電気事業者に転売（調達分からマイナス）	▲ 1 0 0

上記の場合は、激変緩和措置対象の F I T 電源の発電量 1 2 0 のうち 1 0 0 が激変緩和措置の適用となる。

【30分コマ単位で判断するイメージ】



Q14. 小売電気事業者が代理店を通じて認定事業者から電気を買取する場合は、激変緩和措置の適用を受けられますか。

A 特定契約の締結主体が小売電気事業者と認定事業者であれば、代理店を通じて締結業務を行ったとしても、激変緩和措置の適用を受けられます。

Q15. 複数の認定発電設備（設備 I D）をまとめて 1 つの契約書としている場合（基本契約（特定契約）と確認書（電源リスト）としている場合等を含む）において、激変緩和措置の適用はどのようになりますか。

A 激変緩和措置の適用については、複数の認定発電設備（設備 I D）をまとめて 1 つの契約書としている場合など、契約形態によらず、認定発電設備（設備 I D）ごとに判断します。

Q16. 小売電気事業者が小売供給を行う一般送配電事業者の供給区域外から F I T 電源の調達を行う場合に激変緩和措置対象分はどのように判定されますか。

A 各一般送配電事業者の供給区域内における需要計画と当該需要への供給にかかる発電計画との比較で裁定取引の判定を行います。

Q17. 激変緩和措置の回避可能費用単価は、2 種類の単価が存在するところ（平成 26 年 3 月末までに設備認定分に対して適用する回避可能費用と平成 26 年 4 月以降に設備認定分に対して適用される回避可能費用）、激変緩和措置の対象となる電源の発電計画が需要計画を上回り、激変緩和措置対象外となる場合にどちらの回避可能費用分から激変緩和措置対象外となりますか。

A 回避可能費用単価が高い方から優先的に激変緩和措置を解除します。（小売電気事業者が安価に調達した電源を優先的に自らの小売供給向けに確保することを念頭に回避可能費用単価が高い方から転売したものとみなします。）



Q18. 最終需要家への販売を想定し、スポット市場を通じた持ち替え（スポット市場を通じたエリア間自社売買）を行った場合、激変緩和措置の対象になりますか。

A スポット市場で売買された電気の価値はまさに約定されたスポット市場価格そのものであることから、回避可能費用もその価値をベースに評価すべきであり、激変緩和措置の対象にはなりません。

Q19. 小売電気事業者が連系線を利用して、他エリアの認定事業者から電気を調達し、その電気を最終需要家に販売する場合、激変緩和措置の対象になりますか。

A 小売電気事業者が認定事業者から電気を調達し、それを直接最終需要家に販売する場合は激変緩和措置の対象になるため、連系線を利用して他エリアから調達する場合であっても、調達された電気を直接最終需要家に販売する場合については激変緩和措置の対象になります。

なお、現在、連系線利用ルールの見直しが行われており、市場原理に基づき、スポット市場を介して連系線の利用を行う間接オークション方式を2018年度から採用することが目指されています。この方式の導入に伴う、激変緩和措置の運用見直しについては現在検討中であり、決まり次第、改めて御案内します。

Q20. 連系線を利用して他エリアの認定事業者から電気を購入して小売に充当する予定であったFIT電源について、連系線の分断等により送電できなくなった際に止む無く卸売（相対・市場転売問わず）したという場合は、回避可能費用は市場価格連動になりますか。

A 激変緩和措置の対象になるかどうかについては、あくまでも小売電気事業者が調達した電気を最終需要家に直接販売しているかどうかという行為に着目した整理であるため、原因にかかわらず結果的に小売電気事業者のFIT発電BGの発電計画（激変緩和措置適用分）の値が需要計画の値を上回る場合は、需要計画の値分に限り激変緩和措置の対象になります。

#### 4. 変更があった場合の激変緩和措置の適用の可否について

Q21. 激変緩和措置の対象となっている場合に、特定契約の内容変更をしても引き続き激変緩和措置の対象となりますか。

A FIT法に反しない範囲で特定契約の変更は可能ですが、FIT法に規定されている特定契約の基本となる4要件（①当事者（再生可能エネルギー発電事業者、買取義務者たる電気事業者）、②認定対象である再生可能エネルギー発電設備（kWを含む）、③調達期間、④調達価格（プレミアム分も含む））のいずれかに変更が生じる場合には、実質的に新規の特定契約とみなされます。したがって、既存の小売買取の場合において、小売電気事業者に帰責性があり、特定契約の基本4要件いずれかの変更が行われる場合には、市場価格連動の回避可能費用を用いる送配電買取に移行します。

なお、特定契約の変更に伴って引き続き激変緩和措置の適用を受けることを希望する場合は、費用

負担調整機関への必要資料の提出（Q25 参照）が必要となります。

Q22. 小売電気事業者に帰責性がないと認められ、激変緩和措置が継続して適用される場合とは、どのような場合ですか。

A 次のような場合を想定しています。

- 発電事業者が発電設備の増設（同一の設備 ID での出力増加）や、バイオマス発電において燃料の変更を行った場合
- 同一の発電設備において、発電事業者名のみが変更となる場合  
例： 事業譲渡、社名変更、会社分割・合併
- 部分買取（※）を行っている場合、一方の小売電気事業者が倒産などの原因により特定契約が解除となり、全量をもう一方の小売電気事業者が買い取るようになった場合  
（※）一の認定発電設備に係る再エネ電気を複数の小売電気事業者が買い取るような買取の形態をいう。

Q23. 小売電気事業者と同一法人（の別部署）または関係法人が、発電事業者に直接的又は間接的に働きかけ、太陽光パネルの増設等を行わせる場合又は増設パネルの納入を行う場合等、小売電気事業者としては関与を行っていないければ、帰責性がないと認められますか。

A このような場合、外形的には同一法人または関係法人の関与が認められるため、小売電気事業者の帰責性がないとは言えず、激変緩和措置の継続適用は認められません。Q2 で回答しているとおり、激変緩和措置の適用はできる限り厳格に解釈していきます。

Q24. 小売電気事業者と同一法人（の別部署）または関係法人が、発電事業者に直接的又は間接的に働きかけ、発電事業の譲渡を行わせる場合、小売電気事業者としては関与を行っていないければ、帰責性がないと認められますか。

A このような場合も、外形的には同一法人または関係法人の関与が認められるため、小売電気事業者の帰責性がないとは言えず、激変緩和措置の継続適用は認められません。Q2 で回答しているとおり、激変緩和措置の適用はできる限り厳格に解釈していきます。

Q25. 特定契約を変更する場合は、どのような手続が必要ですか。

A 特定契約を変更した後、速やかに①変更前の特定契約書（覚書や別紙等も含む。以下同じ。）、②変更後の特定契約書、③変更箇所と変更理由（様式自由）を費用負担調整機関に提出してください。なお、具体的な手続については、別途費用負担調整機関より御案内いたします。

Q26. 部分買取を行っており、小売電気事業者間での引受け割合を特定契約とは別の書類で定めている場合、その書類の内容変更は特定契約の変更に当たりますか。

A 特定契約とは別の書類において取引割合やプレミアム分の価格等を定めている場合、当該別書類の変更も特定契約の4要件を定める書類であるため、特定契約の一部としてみなされます。この場合、特定契約本体を変更せず別書類の変更のみ行う場合であっても、4要件の変更がある場合は激変緩和措置の対象外となります。

Q27. 激変緩和措置の対象になっているFIT電源の買取先を官公庁等が入札にかけた場合であっても、特定契約の相手先が従来どおりに変更がなければ、引き続き激変緩和措置の対象になりますか。

A 特定契約に基づいて運転開始している発電設備について、新たな回避可能費用の算定ルールを規定した再エネ特措法施行規則等の施行（平成28年4月1日0時）より後に特定契約の相手方（小売電気事業者）が変わり、新たな契約関係が生じる場合には激変緩和措置がその時点で終了することとします。したがって、入札により特定契約（施行より後に買取を開始する場合）を締結する電源については、入札の結果、仮に同じ相手が落札したとしても、契約は新たに締結し直されると考えられるため、激変緩和措置の対象とはなりません。

Q28. 小売電気事業者の会社分割や合併時に事業の承継が行われる場合、引き続き激変緩和措置が適用される取引量はどうか考えたらよいですか。

A 激変緩和措置の対象量については、新たな会社の小売需要を基準に判断することになります。

Q29. 特定契約に自動更新条項を追加した場合、引き続き激変緩和措置が適用されますか。

A 特定契約の4要件の1つである、調達期間の変更に当たるため、平成29年4月1日以降に自動更新条項が追加された場合には激変緩和措置の対象外となります。

## 5. 計画値同時同量制度におけるFIT電源の取扱いについて

Q30. 業務提携している場合に、複数の小売電気事業者でFIT発電BGを組んで激変緩和措置を受けることは可能ですか。

A 激変緩和措置を適用する場合は、複数の小売電気事業者でFIT発電BGを組むことはできません。

Q31. FIT 発電 BG はどのような範囲で組成すればよいですか。

A 発電 BG はインバランスを算定する単位で組成します。一義的には発電契約者（FIT 特例制度においては小売電気事業者）が託送供給等約款の定めに従って任意で設定することになりますが、適用するインバランス料金単価の差異の観点に加え、FIT に係る発電 BG については、交付金（回避可能費用、インバンスリスク）を算定する観点及び裁定取引を防止する観点から、以下の表の区分に仕分けて BG を組成してください。

回避可能費用	FIT インバランス特例制度①		FIT インバランス特例制度②	(参考) 特例制度 非適用
	変動電源 (太陽光・風力)	非変動電源 (水力・地熱・ バイオマス)		
激変緩和措置 (24・25年 度認定の単価) (26年度以降 認定の単価)	①	②	③	④
市場価格	⑤	⑥	⑦	⑧

(24・25年度認定と26年度以降認定で区分する必要はない。)

Q32. 複数の小売電気事業者が一緒になって FIT 発電 BG を形成し、発電 BG の中で電気の融通を行う場合については、激変緩和措置の対象となりますか。

A 複数の小売電気事業者が一緒になって FIT 発電 BG を形成することはできません。

Q33. バイオマス混焼発電所はバイオマス比率に応じて、FIT 分と非 FIT 分に分かれることとなりますが、発電計画はどのように提出したらよいですか。

A バイオマス混焼発電所については、FIT 分と非 FIT 分に分けて発電 BG の発電計画を計上することが求められます。なお、FIT 分と非 FIT 分のインバランスの精算は月間のバイオマス発電実績比率を用いて按分することになりますので、計画時にはその比率を想定して計画を策定することになります。

Q34. FIT インバランス特例制度①、特例制度②の選択権は認定事業者、小売電気事業者のいずれにありますか。

A FIT インバランス特例制度は、発電事業者である認定事業者が発電インバランスの負担を発生

させないようにするなど、固定価格買取制度と計画値同時同量制度の整合性を担保するために、認定事業者に代わって小売電気事業者が発電量調整供給契約における発電契約者の地位を担う制度であるため、発電量調整供給契約における特例制度①、②の選択権は専ら小売電気事業者にあります。

Q35. 特例制度①または特例制度②の適用を受けた後に別の特例制度に変更することは可能ですか。

A 可能です。ただし、託送供給等約款上、変更回数は年1回とされています。

Q36. 一の認定発電設備を複数の小売電気事業者が買取（いわゆる部分買取）する場合においてFITインバランス特例制度の適用やインバランスリスクの交付はどうなりますか。

A 部分買取を行う場合でも託送供給等約款の規定に基づきFITインバランス特例制度の適用を受けることが可能です。したがって、小売電気事業者は、特例制度①と特例制度②いずれも選択可能ですが、一の認定発電設備について各小売電気事業者が同一の特例制度を選択する必要があります。

Q37. 部分買取の場合において、小売電気事業者が同一のFITインバランス特例制度を選択する必要があるのはなぜですか。

A FITインバランス特例制度②の場合は発電契約者である小売電気事業者が任意に発電計画を作成する一方、FITインバランス特例制度①の場合は、一般送配電事業者が天気予報等の客観的情報に基づいて想定発電量を予測し、過去の買取実績に基づいて各発電契約者（小売電気事業者）へ計画発電量を通知し、発電契約者（小売電気事業者）は、これを発電計画として提出することになります。

このため、部分買取を行う場合に、ある小売電気事業者が特例制度①を選択し、別の小売電気事業者が特例制度②を選択すると、両者の発電計画が構造的に齟齬を来すことから認められません。

Q38. 部分買取の場合で、それぞれの小売電気事業者が希望する特例制度が異なり、いずれかの特例制度に統一する協議が整わない時はどうなりますか。

A FITインバランス特例制度の適用を認定事業者が小売電気事業者に強要することは不適切であるため、部分買取においていずれかの特例制度に統一する協議が整わない場合は、認定事業者が買取契約を締結する小売電気事業者を一つに絞ることが適切だと考えられます。

Q39. スマートメーターが設置されていない場合など、実績発電量をプロファイリングによって30分電力量を確定する発電設備であっても、FITインバンス特例制度①、特例制度②を選択可能ですか。

A スマートメーター設置の有無にかかわらず、FITインバンス特例制度が選択可能です。

Q40. スマートメーターによる30分値が利用できない場合、太陽光については昼間のみで割り付ける方法を採用することになっていますが、具体的にどの時間帯を利用しますか。

A 現状の低圧電源における取り扱いと同様に、原則、午前8時～午後4時の8時間で割り付ける（なお、沖縄の場合は、午前9時～午後5時の8時間で割り付ける）方法になります。

Q41. FIT発電BGを組成する際に、FIT以外の電源を組み入れることは許容されますか。

A FITインバンス特例制度は、固定価格買取制度と計画値同時同量制度の整合性を担保するための制度であることから、FIT発電BGにFIT電源以外の電源を組み入れることはできません。

Q42. 「インバンスリスク」とは何ですか。

A 計画値同時同量制度の下では、発電BGの発電計画は発電契約者が策定し、インバンス発生リスクは発電契約者が負うことが原則的な取扱いですが、FIT制度では、認定事業者が供給する電気を電気事業者が全量購入することが義務付けられており、FIT制度と計画値同時同量制度の整合性を保つ観点から、FITインバンス特例制度を設けています。

具体的には、発電契約者に代わり、FITインバンス特例制度①では一般送配電事業者が、FITインバンス特例制度②では小売電気事業者が各々発電計画を策定し、インバンス発生リスクを負うこととなりますが、通常の計画値同時同量制度では、これらは発電契約者が負うべきリスクであることから、特例制度によって発電計画の設定者が負うインバンス発生リスクに見合う対価を「インバンスリスク等に相当する額」と定義し、発電計画を設定する者（FITインバンス特例措置①は一般送配電事業者、特例措置②は小売電気事業者）に支払われることとされています。

Q43. 「インバンスリスク等に相当する額」はどのようにして支払われますか。

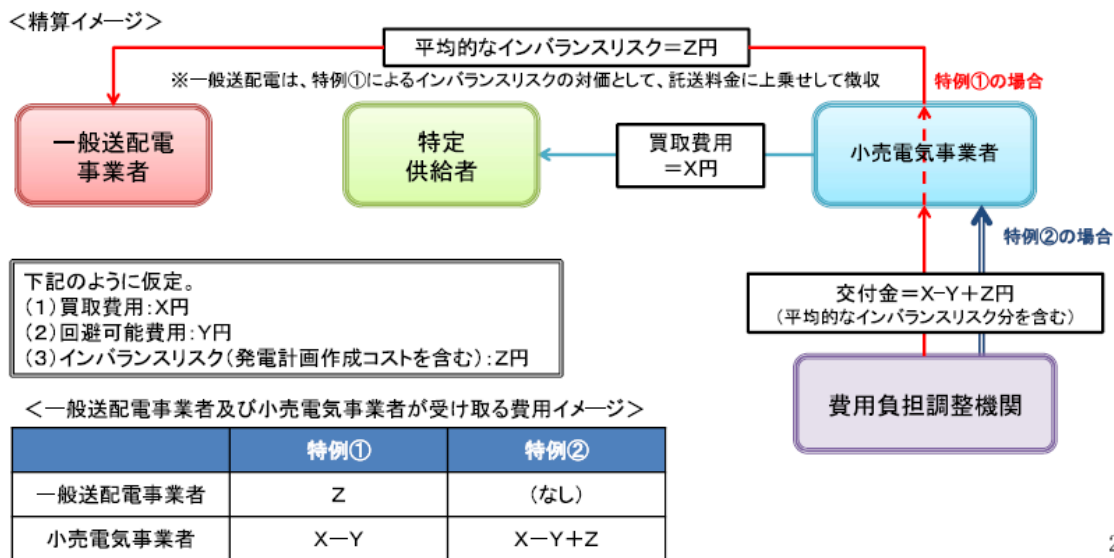
A 小売電気事業者がFIT電源の特例制度の適用を受ける発電BGから電気を購入した場合、費用負担調整機関からは、買取費用から回避可能費用を差し引いたものにインバンスリスク料を加えた額が交付金として小売電気事業者に交付されます。

特例制度②の場合、インバンスリスクは小売電気事業者が負うことになるため、小売電気事業者は、交付金を受領することでインバンスリスク料相当額を受領します。

特例制度①の場合、インバンスリスクは一般送配電事業者が負うことになるため、小売電気事業者

は、費用負担調整機関から交付された交付金に含まれるインバンスリスク料相当額を、託送料金に上乗せして一般送配電事業者に支払います。

【参考】インバンスリスクの精算イメージ（第5回買取制度WG資料）



25

Q44. 「インバンスリスク等に相当する額」は具体的にどのように算定されますか。

A 「インバンスリスク等に相当する額」の具体的な算定方法は以下のとおりです。実際のインバンス精算は30分ごとに計算し、それを合計して月単位で精算することとします（月単位でインバンスリスク等に相当する額がゼロ未満の場合はゼロとみなします。）。なお、平成28年4月1日時点では、システム上、インバンスリスク単価を算定することができないため、当分の間は、インバンスリスク単価につき直近の平均値を用いることとし、別途告示で示すこととします。

- ◆インバンスリスク等に相当する額＝インバンスリスク単価×実際の再エネ買取量
- ◆インバンスリスク単価＝（小売全面自由化後のインバンス料金単価－小売全面自由化後の回避可能費用単価）×インバンス発生率

Q45. 認定事業者は送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する必要がありますか。

A 平成28年4月からの計画値同時同量制度の導入により、発電者は電源を小売電気事業者等が組成する発電BGに帰属させるか、発電者自らが発電BGを組成して発電量調整供給契約を締結する必要があります。

ただし、FIT電源については、原則、小売電気事業者のFIT発電BGに帰属することとなっています（FITインバンス特例制度）。そのため、認定事業者が一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する必要はありません。

## 6. その他

Q46. 毎月の交付金申請時において、F I T電源の発電量の一定割合に相当するk W h分についてのみ交付金申請を行い、残余のk W h分の割合については「再生可能エネルギー電気」としての表示を行うことは可能ですか。

A 可能です。

Q47. 月ごとに交付金申請をしたり、交付金申請をしなかったりといったことは可能ですか。

A 可能です。

Q48. 激変緩和措置の制度はいつ終了することになりますか。

A 激変緩和措置は、当面の間（例えば5年程度。遅くとも経過措置料金の廃止まで）設けることとされており、現時点では2020年度末に終了予定です。なお、2020年度までに、その時点の状況によりその後の在り方について検討します。

以上